

議案番号	議 案 名	
	概 要	
議案第131号	道の駅津かわげの指定管理者の指定について 新三商事株式会社（令和8年4月1日から令和18年3月31日まで）	
議案第132号	市道路線の認定について 新町第12号線ほか6路線の認定	
議案第133号	令和7年度津市一般会計補正予算（第7号） 交通政策関係事業、介護保険事業等の増、償還元金等の減による5,021万5,000円の増額補正等	
議案第134号	令和7年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） 賦課徴収事務費の増による3,380万9,000円の増額補正等（事業勘定）	
議案第135号	令和7年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第2号） 介護予防サービス等給付事業、第1号訪問・通所・生活支援事業、介護保険事業運営基金積立金等の増による1億5,847万3,000円の増額補正等	
議案第136号	令和7年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号） 後期高齢者医療広域連合納付金および一般事務費の増による4,909万6,000円の増額補正等	
議案第137号	令和7年度津市水道事業会計補正予算（第1号） 収益的支出70万3,000円の減額補正	
議案第138号	令和7年度津市モーターボート競走事業会計補正予算（第1号） 収益的支出79億1,042万2,000円の増額補正等	
議案第139号	津市監査委員の選任につき同意を得るについて やすい ひろのぶ 安井 広伸	
議案第140号	津市公平委員会委員の選任につき同意を得るについて やまじ みほ 山路 美穂	
議案第141号	津市職員の給与に関する条例及び津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部の改正について 人事院勧告に伴い、給料月額を平均3.3%引き上げ、令和7年12月期の期末手当と勤勉手当の支給月数を0.025月分ずつ引き上げ、令和8年度以降の期末手当と勤勉手当の支給率については、現行と比べ6月期および12月期それぞれ0.0125月分ずつ引き上げるなどの改正	
議案第147号	令和7年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号） 一般職給および直営診療施設勘定繰出金の増による181万2,000円の増額補正（事業勘定）、一般職給の増による20万8,000円の増額補正（直営診療施設勘定）	
議案第148号	令和7年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第3号） 一般職給の増による612万2,000円の増額補正	
議案第149号	令和7年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号） 一般職給の減による599万6,000円の減額補正	
議案第150号	令和7年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号） 一般職給の増による483万5,000円の増額補正	
議案第151号	令和7年度津市水道事業会計補正予算（第2号） 収益的支出3,758万7,000円の増額補正、資本的支出466万1,000円の増額補正等	
議案第152号	令和7年度津市下水道事業会計補正予算（第1号） 収益的支出8,271万9,000円の増額補正、資本的支出946万8,000円の増額補正等	
諮問第6号	津市アストプラザ会議施設等使用許可処分に係る審査請求について 津市アストプラザ会議施設等使用許可処分に係る審査請求の棄却に当たり、意見を求めるもの	

【賛成多数で可決された議案】

議案番号	議 案 名		賛成しなかった議員
	概 要		
議案第121号	津市まん中広場の設置及び管理に関する条例の廃止について 津市まん中広場について、当該広場の土地所有者から、令和8年度末をもって賃貸借契約を停止し令和9年度以降は契約の更新を行わない方向で検討している旨の通知があったこと、また、当該広場の土地を活用し、隣接するビルの空き床に新たなテナントを誘致する計画が示されたことなどから、当該広場を令和9年3月31日をもって廃止するため条例を廃止		滝勝弘、中野裕子
議案第142号	津市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部の改正について 一般職の期末手当および勤勉手当の支給率の改定に連動し、令和7年12月期の期末手当の支給月数を0.05月分引き上げ、令和8年度以降の期末手当の支給月数を、現行と比べ6月期および12月期それぞれ0.025月分引き上げる改正 《反対討論 日本共産党津市議団 滝 勝弘議員》津市まん中広場は、住民に憩いと集いの場を提供し、住民相互の交流と津市の中心市街地の活性化を目的に設置された広場である。現時点で設置の目的が変わっていないのであれば、住民に憩いと集いの場を提供するために、引き続き目的を追求して広場を活用する方が中心市街地の活性化につながると考えることから反対する。		滝勝弘
	《反対討論 日本共産党津市議団 滝 勝弘議員》議員の期末手当の引き上げは、市民の目から見ても、社会情勢からしても、理解が得られないものであると考え、反対する。		